

答弁書第四七号

内閣参質一六九第四七号

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員蓮舫君提出社会保険庁の平成二十年度予算案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員蓮舫君提出社会保険庁の平成二十年度予算案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの年金相談等二百六十六億円の積算内訳については、既に第百六十九回国会に提出している「平成二十年度厚生労働省所管 特別会計歳入歳出予定額各目明細書」の年金特別会計業務勘定（項）年金相談等事業費の積算内訳欄（以下「積算内訳欄」という。）に記載されているとおりである。

この年金相談等事業費は、年金に関する広報及び教育に必要な経費と年金に関する相談及び情報提供に必要な経費を計上したものであり、また、お尋ねの「等」は、年金に関する広報、教育及び情報提供であり、その積算内訳についても積算内訳欄に記載されているとおりである。

二について

お尋ねの年金相談等事業費については、昨年八月の平成二十年度概算要求においては三百十八億円を要求したところであるが、平成二十年度予算においては二百六十六億円となっている。この減額となった主な理由としては、平成二十年度概算要求においては、年金相談等事業費の予算要求として、年金加入状況を三十五歳、四十五歳及び五十五歳以上の方に通知することを計画していたところであるが、年金記録問

題の対応により、すべての方にねんきん特別便をお送りする経費を業務取扱費に計上することとしたため、年金相談等事業費の年金加入状況の通知を取り止めたこと等によるものである。

三について

御指摘の予算額については、業務の事業内容を絞り込む等、十分に精査を行い計上したものであり、適正であると考えている。